

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 9 月18日（火） 午前 8 時57分～午前 9 時14分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1 「平成 31 年度予算編成方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 現在各課において 10 月 12 日の締切りに向けて予算要求に向けた見積もり業務を行っていただいているところですが、次期基本構想・基本計画に引き継ぐとともに、所信表明を踏まえた予算要求とするようお願いします。なお、これまでは方針の中で重点項目を掲げていましたが、今回から形式を変更しています。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 2 「平成 30 年度市民協働事業提案制度（市民提案型）の実施について」の説明をお願いします。

部 長 市民協働事業提案制度の市民提案型の平成 30 年度の応募状況については、6 月 19 日の庁議において報告をしたところですが、応募があった 2 件の提案事業についての公開プレゼンテーション及び審査会を 7 月 28 日に開催しました。その後、8 月 22 日の市民参加と市民協働に関する審議会において、審査状況の報告と事業実施についての意見交換が行われ、9 月 13 日に審議会の副会長から市長へ答申書が提出されました。

 答申書において、2 事業ともに、提案事業の趣旨について評価する一方、実施に当たっての予算の精査や今後の団体の活動へどう生かしていくか明確にすることが求められています。この答申を踏まえ、指摘事項について見直しを行うことを前提とした条件付き採択としたいと考えています。

市 長 今後の流れを教えてください。

部 長 2 事業とも政策室所管の事業であるため、政策室と団体とで調整し、予算計上を行っていきます。

市 長 審議会からの指摘事項や課題を踏まえて進めるようにしてください。

 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 3 「狛

江市災害廃棄物処理計画（案）について」の説明をお願いします。

部 長 8月28日の庁議後に各部からご指摘をいただき、表の附番についての修正を行いました。内容についての修正はありません。

本計画は、災害廃棄物処理の基本方針を示し、廃棄物別の発生量を推計した上で、廃棄物の収集運搬、一時保管場所、処理方法等について定めたものですが、実際に災害が発生した場合は、災害に応じた計画を別途作成し、廃棄物処理を進めます。

本計画では、地域防災計画に定められているように、西和泉グラウンドをごみの仮置場の第一候補としていますが、その他の市有地では市民グラウンドが候補として考えられます。また、実際に災害があった場合には、災害の種類に応じてごみの仮置場を確保して、処理を進めることを想定しています。

本庁議で了承後、11月5日の建設環境常任委員会で報告し、市ホームページで公表していく予定です。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「障がい者職場体験実習の実施について」を報告してください。

部 長 障がいのある方に対して実際に職場で働く機会を提供するとともに、市職員の障がい者理解を深めることを目的に、本事業を実施します。

平成30年度は11月と31年2月の2回、各6日間実習を実施する予定で、実習生の募集については、広報こまえ10月1日号及び市ホームページ等で周知します。対象者は就労継続支援B型等の障がい者施設に通所している知的又は精神障がい者で、各期間2人の受け入れを行います。高齢障がい課及び就労支援センター「サポート」の職員で面接を行い、作業は紙折り、封入・封緘、ファイル等の整理、庁内での交換便業務、会議資料等の印刷やホッチキス止め等の事務補助です。実習には就労支援センター「サポート」の職員が同行します。また、関係部署に伺うこともあると思いますので、実習期間中は協力をお願いします。

なお、現状では福祉保健部での職場体験としていますが、内容によっては他部署の業務も対象としますので、何か業務がありましたら高齢障がい課までご連絡ください。

市 長 封入・封緘等の業務がある場合、福祉保健部に持っていくということでしょうか。

部 長 福祉保健部で作業場所を確保しているため、そのようにお願いします。

市 長 業務を任せる場合は、ある程度業務を絞って任せた方が良いと考えますので、よろしくをお願いします。

また、図書の貸出しや返却は対応できると思うので、検討するようにして

ください。

部 長 指導員が1人であることから、2人に同時に教えるのは難しいかもしれないため、その点も含めて調整します。

市 長 報告を了承とします。
その他お知らせはありますか。

部 長 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の受付け開始に伴う募金箱の設置についてです。

日本赤十字社では、9月11日から平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の受付けを開始していますが、市においても9月11日から10月31日まで総合案内、福祉保健部福祉総合相談窓口、安心安全課窓口、中央公民館窓口に募金箱を設置します。設置時間は午前8時30分から午後5時までとし、募金箱の管理は地域福祉課が行います。また、募金については地域福祉課から日本赤十字社に送付します。

なお、市では個人からの物資の受付けは行っていません。

市 長 また、日本赤十字社では、直接振込みでの義援金の受付けも行っています。義援金については、どのように使用されるかが明確になると市民も寄附をしやすいと思うため、そういった工夫についても検討するようにしてください。

その他何かありますか。

部 長 自衛消防訓練審査会の結果についてです。

9月12日にユニディ狛江店の屋上で開催され、市からは2人操法に環境政策課石崎主事及び高齢障がい課平田主事の1隊、3人操法にまちづくり推進課関主事、安心安全課雪城主事及び整備課宮島主事の1隊が参加し、2隊ともに最優秀賞を受賞しました。

出場いただいた職員や協力いただいた関係各課に御礼申し上げます。

市 長 非常にレベルが高い審査会でしたが、2人操法、3人操法ともに良い成績を収めてくれました。協力いただいた部署に対しても御礼申し上げます。

9月21日からはじまる決算特別委員会について、主たる答弁者は課長職になると思いますが、答弁内容は職責に応じたものとしてください。また、本委員会はこれからの施策についてではなく、平成29年度の実績等について答弁する場であることを改めて認識するようにしてください。

十分に準備をして正確な数値を持ちあわせるようにし、その場しのぎの答弁をしないようにしてください。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月27日午前9時から開催します。